

草加一丸となって 乗り越えよう！応援しよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 市内事業者 応援 特集号

〒340-8550
埼玉県草加市高砂1丁目1番1号
草加市 産業振興課
☎048-922-3477

最新情報は
「草加市産業振興支援情報
あっ、そうか.net」で
随時更新します



in草加 保存版

草加市では独自の緊急経済対策を進めています

国・県等の施策のエアポケットを埋め、事業継続と**売上V字回復**に取り組む市内事業者をさらに強力に支援するため、経済フェーズに応じた支援策を講じています。

ステップ Step1 緊急支援フェーズ

事業所の売上減少、資金繰りに対応するための緊急支援

「第1次緊急経済対策」

- セーフティネット保証利用支援補助金
(セーフティネット保証5号関連融資の信用保証料・利子(3年間)を補助)
- 飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金
(飲食店等での販売促進を支援)
- 創業者向け持続化給付金
(今年創業された方が国の持続化給付金の対象外となった場合に給付)

ステップ Step2 回復初期フェーズ

通常の経済活動に戻すための初動を支援

「第2次緊急経済対策」

- 事業者応援型クラウドファンディング活用支援事業
(資金調達を通じて、事業者を支援)
- 事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業
(売上回復を目指す市内農商工団体を支援)
- 草加地域経済活性化事業(感染防止対策)
(事業者の感染防止対策を支援)

ステップ Step3 V字回復フェーズ

感染防止対策を講じつつ、積極的な消費・投資の喚起を促すための支援

「第3次緊急経済対策」

- 草加市プレミアム付商品券事業
(30%のプレミアム付商品券で市内全域にわたる消費の活性化)
- 小規模事業者事業継続給付金
(小規模事業者が国支援策の対象外となった場合に給付)
- 経営革新チャレンジ支援事業補助金
(事業革新や販路拡大に取り組む事業者を支援)
- 飲食店等テイクアウト・デリバリー及び店内飲食支援事業補助金
(第2弾として、店内飲食も補助)

過去最大規模

詳細は
4面31へ

草加市プレミアム付商品券事業

- プレミアム率30%
- 発行総額13億円
- 取扱事業者募集中
- 購入予約申し込みは9月28日から(予定)

ステップ Step3

詳細は
2面6へ

小規模事業者事業継続給付金

- 売上が減少したものの、持続化給付金等の国支援策の対象外となった小規模事業者を支援
- 給付額は一律10万円
- 申請受付中

ステップ Step3

全国初

詳細は
3面24へ

経営革新チャレンジ支援事業補助金

- 経営革新計画とBCP宣言等に取り組む事業者を支援
- 補助額は20万円
- 販売計画を策定し、地道な販路開拓や業務効率化に取り組む場合は補助額を30万円上乗せ
- 申請受付中

ステップ Step3

国・県・市・商工団体等の対策を一覧でまとめました。

詳細は
2面へ

お金を借りたい

お金をもらいたい

雇用をまもりたい

税金等が支払えない

詳細は
3面へ

感染防止対策・事業活動を回復させたい

事業を力強く立て直したい

特定業種の方への支援策

詳細は
4面へ

市民の皆様も注目！

密なくそ・う・か宣言

草加市プレミアム付商品券事業

テイクアウト・デリバリー及び店内飲食支援事業

困ったらすぐ相談してください



8月25日現在の情報

マークの説明

国

国が行っている支援策

県

県が行っている支援策

市

市で行っている支援策

お金を借りたい

融資を受けたい

123



国

公庫の融資をご希望の方へ

1

特別貸付・
利子補給制度

無利子(最大3年間)

無担保

感染症の影響により最近1か月の売上高が前年同月比で5%以上減少した方(業歴1年1か月未満は別途要件あり)は、特別貸付と利子補給制度を併用することで、当初3年間、実質的に無利子で利用可能。
貸付限度額は、(1)中小企業事業2億円
(2)国民生活事業4,000万円

問合せ

日本政策金融公庫
(1)さいたま支店 TEL048-643-8320
(2)越谷支店 TEL048-964-5561

県

市

民間金融機関の融資をご希望の方へ

2

無利子・無担保融資

無利子(最大3年間)

保証料1/2又はゼロ

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受け、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けることで、融資4,000万円まで無利子(最大3年間)、保証料1/2又はゼロに。

問合せ

市内各金融機関

3

草加市セーフティネット
保証利用支援補助金

利子補助(最大3年間)

保証料補助

セーフティネット保証5号を利用し「埼玉県経営安定資金」または「埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資を受けた事業者に、融資3,000万円までの支払利子(最大3年間)・保証料を全額補助。

問合せ

草加市産業振興課
TEL048-922-3477

お金をもらいたい

売上減少に対する
支援を受けたい

456



家賃に対する補助を
受けたい

789



国

月の売上が50%以上減少した方へ

4

持続化給付金

法人は最大200万円

個人は最大100万円

感染症の影響により、令和2年1月から12月の間、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に給付。

申請期限

令和3年1月15日まで

問合せ

持続化給付金事業コールセンター
TEL0120-115-570

市

今年創業した方へ

5

創業者向け
持続化給付金

最大50万円

令和2年1月1日から4月7日までに創業した事業者で、ひと月の売上が20%以上減少したものの、国の持続化給付金の対象外の方に給付。

申請期限

令和3年1月29日まで

問合せ

草加商工会議所
TEL048-928-8111

市

国支援策の対象外の小規模事業者の方へ

6

小規模事業者
事業継続給付金

一律10万円

令和2年3月から7月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%以上減少したものの、国の持続化給付金、家賃支援給付金等の国支援策の対象外となった小規模事業者に給付。

申請期限

令和2年11月30日まで

問合せ

草加商工会議所
TEL048-928-8111

国

県

売上が減少し家賃の支払いにお困りの方へ

7

家賃支援給付金

法人は最大600万円

個人は最大300万円

緊急事態宣言の影響により、令和2年5月から12月において、1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少している事業者に給付。

申請期限

令和3年1月15日まで

問合せ

家賃支援給付金コールセンター
TEL0120-653-930

県

埼玉県家賃支援金
(テナントを借りて事業している方)

8

最大20万円

最大30万円(複数の場合)

土地等を事業目的で賃借している事業者に対し、国の家賃支援給付金に県が上乗せして、月額支払家賃の1/15の6か月分を給付。

申請期限

令和3年2月15日まで

問合せ

埼玉県中小企業等家賃支援相談窓口
TEL0570-000-678

県

家賃を減免した不動産オーナーの方へ

9

埼玉県家賃支援金

最大20万円

令和2年4月から6月において、1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少したテナント事業者に対し、家賃を1月あたり20%以上減免した不動産オーナーに減免家賃の1/5を給付。

申請期限

令和2年10月16日まで

問合せ

埼玉県中小企業等家賃支援相談窓口
TEL0570-000-678

雇用をまもりたい

休業手当を支払いたい 10

休業手当をもらいたい 11

国

雇用維持を図る事業者の方へ

10

雇用調整助成金
(事業者へ)

1人1日最大15,000円

労働者の雇用維持を図った場合の休業手当等の一部を助成。
特例措置により、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10を助成。

申請期限

令和2年9月30日まで

問合せ

雇用調整助成金コールセンター
TEL0120-60-3999

国

休業手当が支給されないお勤めの方へ

11

新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金・給付金

1日最大11,000円

令和2年4月から9月までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者に対し、休業前の平均賃金の80%を給付。

問合せ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
TEL0120-221-276

電気・ガス料金の支払い猶予について相談したい

12

電気・ガス料金の
支払い猶予

電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対して、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを国が電気・ガス事業者に要請。

問合せ

契約している
電気・ガス小売事業者

税金等が支払えない

電気・ガス料金が
支払えない 12

納税が困難 13

保険料等が
支払えない 14 15



国

県

市

各種納税について
猶予の相談がしたい

13

納税猶予の特例(国税・地方税)

納税が困難になった事業者について、納期限までに猶予の申請をした場合、無担保かつ延滞金無しで納税を猶予できる場合あり。
・国税：法人税・所得税・消費税等
・県税：法人県民税・事業税等
・市税：法人市民税・個人市県民税・国民健康保険税・固定資産税等

問合せ

国税：川口税務署 TEL048-252-5141
県税：越谷県税事務所 TEL048-962-2194
市税：草加市納税課 TEL048-922-1124/1126

国

年金保険料等の納付が困難な方へ

14

年金保険料等の猶予・
減免

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方に対し、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予できる場合あり。
また、収入が減少した人に対し、申請により国民年金保険料の特例免除を受けられる場合あり。

問合せ

越谷年金事務所
TEL048-960-1190

市

各種保険料等の納付が困難な方へ

15

各種保険料等の減免

申請により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、要件を満たすと、介護保険料、国民健康保険税が減免される場合あり。
また、申請により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、要件を満たすと埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した場合は、後期高齢者医療保険料が減免される場合あり。

問合せ

介護保険料：草加市介護保険課
TEL048-922-1376
国民健康保険税：草加市保険年金課
TEL048-922-1592
後期高齢者医療保険料：草加市後期高齢者・重心医療室
TEL048-922-1367

感染防止対策・事業活動を回復させたい

備品の購入や工事をしたい

16 17 18

テレワーク導入を検討

19 20

売上を回復させたい

21



市 感染防止対策で、物品・設備購入、店内清掃をした方へ

16 飛沫感染防止対策奨励金

最大3万円

市内の店舗や事務所の接客スペースにおいてお客様と従業員の安全を確保するために必要な簡易な設備や備品の購入費用に対する奨励金を給付。
1万円以上3万円未満 → 1万円給付
3万円以上 → 3万円給付

申請期限：令和2年12月28日まで（予算に達し次第終了）

問合せ 草加地域経済活性化事業実行委員会事務局（草加商工会議所）TEL048-928-8111

市 感染防止のための設備投資をする方へ

17 市内事業所等飛沫感染防止設備投資補助金（コロナ関連優遇措置）

最大100万円

飛沫感染防止対策に伴う設備投資（テレワーク等に伴うパソコン購入、換気設備の設置等）に対し補助。（補助率50％）

対象設備は、新たに購入した固定資産税の課税対象となる償却資産のうち、機械及び装置ならびに工具・器具及び備品。

申請期限：令和2年9月30日まで（予算に達し次第終了）

問合せ 草加地域経済活性化事業実行委員会事務局（草加商工会議所）TEL048-928-8111

市 感染防止対策の工事を受注するリフォーム事業者の方へ

18 市内リフォーム補助金（コロナ関連特別枠）

工事1件あたり最大10万円

飛沫感染防止対策を伴うリフォーム工事（換気用の窓の設置など）の割引を行った施工業者に対し補助。（請負金額の20％補助。1事業者あたり上限40万円）

申請期限：令和2年12月28日まで（予算に達し次第終了）

問合せ 草加地域経済活性化事業実行委員会事務局（草加商工会議所）TEL048-928-8111

国 19 テレワークに関する相談

テレワークを検討する方へ

無料で相談可

テレワークにかかる専門家からの指導・助言を受付。

問合せ テレワーク相談センターTEL0570-550348

20 IT 導入補助

テレワーク設備を導入する方へ

最大450万円

テレワーク等のITツールを導入する事業者へ補助。（補助率は要確認）（申請期間は年数回あり。詳しくは問合せ先まで。）

問合せ サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト TEL0570-666-424

市 売上回復を目指す市内農商工団体の方へ

21 草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業

最大200万円

市内農商工団体が売上回復のために取り組む事業を補助。（1団体上限200万円）

・参加表明期間 9月1日～9月15日

・事前相談会 9月中旬～下旬実施

・交付申請期間 10月2日～10月16日

※参加表明をされた団体のみ交付申請を受付。

問合せ 草加市産業振興課 TEL048-922-3477

事業を力強く立て直したい

販路を広げたい・業務を効率化したい・新事業に取り組みたい

22 23 24

新製品開発等のために設備投資をしたい

25 26



国 販路開拓に取り組む方へ

22 持続化補助金

上限100万円

小規模事業者等が、地域の商工会議所または商工会の助言を受けて経営計画を作成し、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など販路開拓のための取り組みを支援。（申請期間は年数回あり。詳しくは問合せ先まで。）

問合せ 草加商工会議所 TEL048-928-8111

市 販路開拓・拡大に取り組む方へ

23 草加モノづくりブランド認定事業

展示会出展支援

PR補助金最大20万円

市内事業者の優れた工業製品・食品・技術をブランド認定。認定後の特典として、展示会の出展支援や草加市・草加商工会議所のHP及び広報誌への掲載、PR活動にかかる経費についての補助金等あり。

申請期限：令和2年10月30日まで

問合せ 草加商工会議所 TEL048-928-8111

市 経営革新計画の承認を受ける事業者の方へ

24 経営革新チャレンジ支援事業補助金

最大50万円

令和2年4月以降に経営革新計画の承認を受け、BCP（事業継続計画）宣言をした中小企業に20万円を補助。販売計画を策定し、地道な販路開拓等に合わせて業務効率化に取り組む場合には、更に30万円上乘せして補助。

申請期限：令和3年3月31日まで

問合せ 草加商工会議所 TEL048-928-8111

市 設備を更新したり、新たに導入したい方へ

25 市内事業所等設備投資支援事業

最大100万円

事業者が市内に設置する設備の新設等に補助。（補助率20％）

対象設備は、新たに購入した固定資産税の課税対象となる償却資産のうち、機械及び装置ならびに工具・器具及び備品。

申請期限：令和2年9月30日まで（予算に達し次第終了）

問合せ 草加地域経済活性化事業実行委員会事務局（草加商工会議所）TEL048-928-8111

市 経営革新のための設備投資等に対する支援を受けたい方へ

26 ものづくり・商業・サービス補助金

最大1,000万円

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等に対し、最大1,000万円の支援。補助率については要確認。（申請期間は年数回あり。詳しくは問合せ先まで。）

問合せ 草加商工会議所 TEL048-928-8111

特定業種の方への支援策

国 高収益の作物の次期作に向けた取り組みの支援を受けたい

27 高収益作物次期作支援交付金

受けられる支援については要確認

（1）次期作、（2）需要促進、（3）厳選出荷に取り組む生産者に対し、支援を行う。

（1）高収益作物10アールあたり5・25・80万円

（2）10アールあたり2万円×取組数

（3）1人・1日あたり2,200円

問合せ 草加市都市農業振興課 TEL048-922-0842

国 販路回復・開拓、経営継続の補助を受けたい農業業者の方へ

28 経営継続補助金

最大150万円

感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業業者の取り組みを支援。

問合せ 草加市都市農業振興課 TEL048-922-0842

国 フリーランスの実演家や文化芸術関係の活動をされている方へ

29 文化芸術活動の継続支援事業

最大150万円

共同申請の場合、最大1,500万円

文化芸術関係者・団体に対して、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援。

申請期間：令和2年9月12日～9月30日

問合せ 独立行政法人日本芸術文化振興会 TEL0120-620-147

草加一丸となって乗り越えよう！応援しよう！

ステップ3

市民の皆様も注目！



30 草加の経済を守るために、わたしたち一人ひとりができること。

密なくそうか宣言

—市内のお店のコロナ対策推進中—

宣言店は目標の500店を大幅に超え、まだまだ増加中！



宣言店ステッカー



宣言店ポスター

草加市商店連合事業協同組合では、安心して市内の商店を利用できる環境づくりをすすめるようにと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県が推奨するガイドライン「彩の国「新しい生活様式」安心宣言」を独自に策定し、「密なくそうか宣言」という愛称を付けました。

この宣言は、商店主にも市民にもわかりやすい表現、内容を心がけ、大きく以下の6つの項目にまとめました。

宣言概要

- ① 3密を回避します。清掃を定期的に実施します。
- ② 消毒やマスクの着用など、感染防止の対策を行います。
- ③ ハンドドライヤーの使用中止など、衛生面に配慮します。
- ④ 事前予約を最大限活用するなど、安心に向けた工夫をします。
- ⑤ 閉鎖空間での大声などを行いません、行わせません。
- ⑥ テイクアウト・デリバリーに対応している店舗もごさいますのでご利用ください。

スタンプラリーも実施

宣言店における買い物・飲食が、安全・安心であることを実感していただくため、宣言店をめぐるスタンプラリーを実施しています。対象店舗を回ってスタンプを5店舗分ためて応募すると、電化製品や対象店で使える商品券などが当たります。



スタンプラリー対象店ポスター



宣言



スタンプラリー

問合せ

草加市商店連合事業協同組合
TEL 048-928-8121



31

草加市プレミアム付商品券事業

過去最大規模の
発行総額13億円、
30%のプレミアム付
商品券を発行いたします。

(商品券概要)

- 1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売(プレミアム率 30%)
- 10万冊発行(1人につき5冊まで購入予約申込可能)
- 全取扱事業者で使用できる共通券7枚(1枚の額面1,000円)と大規模小売店舗(売場面積1,000㎡以上)以外で利用できる専用券12枚(1枚の額面500円)の計19枚綴り

(商品券購入予約申込方法)

- インターネットまたは専用ハガキで申込
※購入予約申込の詳細については、今後実行委員会ホームページ及び広報そうかにてご案内していきます。

【今後の予定】(広報そうか9月20日号で詳細をお知らせいたします)

購入予約申込期間	9月28日(月)~10月21日(水)
引換販売期間	11月16日(月)~30日(月)
使用期間	11月16日(月)~令和3年4月16日(金)

取扱事業者募集中！

プレミアム付商品券の発行に先立ち、商品券の取扱事業者を募集しています。
大規模小売店舗の一部を除き、費用は一切かかりません。

募集期間

【一次受付】

9月14日(月)まで

【二次受付】

9月15日(火)~10月23日(金)

※一次受付の締め切り(9月14日(月))に間に合うと、市内全戸配布の取扱事業者一覧に掲載ができます。

募集要件・申込方法

詳細は右記の実行委員会
ホームページをご確認ください。



実行委員会HP

問合せ

令和2年度草加市プレミアム付
商品券事業実行委員会事務局
(草加市商店連合事業協同組合)
TEL 048-928-8121



32

テイクアウト・デリバリー及び店内飲食支援事業



食べて応援
まちの魅力を再発見！



前回好評だったテイクアウト・デリバリー支援事業の第2弾を実施します！

テイクアウト・デリバリーに加え、感染防止対策にしっかり取り組んだ飲食店等では、店内飲食も割引となります！

この取り組みを機会に、飲食店等を安全・安心に利用しながら、飲食店等を応援しましょう！

登録店舗は店頭にもポスターを掲示。市ホームページ等にも後日掲載します。

- 1会計500円以上の購入で最大50%の割引(店舗ごとに割引率を設定)
- 1会計の割引上限500円
- 10月1日(木)から11月30日(月)まで(店舗ごとの割引上限に達し次第終了)

参加事業者募集中！

新しいお客様とつながるチャンスです！
割引率、販売商品、接客などを工夫して、印象に残るお店にしましょう！

対象となる事業者：

飲食店、弁当・惣菜店、パン屋、
和洋菓子店など

※テイクアウト(持ち帰り)またはデリバリー(配達)に対応していただければ事業に参加できます。

補助上限：1店舗あたり15万円
募集締切：9月23日(水)

申請手続：電子申請(右下から)、窓口、郵送。詳細は産業振興課までお問い合わせください。

※第1弾登録店舗については、参加確認書類を郵送しましたので、参加有無等をご回答ください。

問合せ

草加市産業振興課
TEL 048-922-0839
FAX 048-922-3406



あっ、そうか.net

困ったらすぐ相談してください



事業関係の相談

■ どんな方に ■

■ 内 容 ■

■ 問合せ ■

事業全般の相談がしたい方へ

経営、融資、税務、専門、新型コロナウイルスに係る支援策について

草加商工会議所 TEL 048-928-8111

融資の相談がしたい方へ

日本政策金融公庫や民間金融機関の融資について

日本政策金融公庫 越谷支店 TEL 048-964-5561・市内各金融機関

市などの支援策の相談がしたい方へ

市などの支援策について

草加市産業振興課 TEL 048-922-3477

事業と生活の両方の相談がしたい方へ

事業活動の維持継続、生活維持について

草加市新型コロナウイルス生活相談室 TEL 048-922-1524

生活の維持が難しくなった方へ

休業・失業等による生活について

まるとサポートSOKA(生活困窮者自立相談支援窓口) TEL 048-922-0185

生活関係の相談